

西海国立公園

五島列島地域管理計画書

(原案)

平成 年 月 日

九州地方環境事務所

目 次

1	管理計画区分方針	1
2	管理計画改定方針	2
3	五島列島地域管理計画区の概要	4
(1)	五島列島地域の状況	4
(2)	地域面積	6
(3)	西海国立公園五島列島地域の指定 及び計画決定の経緯	7
(4)	公園計画	8
4	管理の基本方針	1 1
(1)	保護に関する方針	1 1
(2)	利用に関する方針	1 6
5	風致景観及び自然環境の保全に関する事項 及び公園利用の推進に関する事項	1 7
(1)	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	1 7
(2)	公園利用の推進・施設の整備に関する事項	1 7
(3)	一般公共事業	2 4
6	適正な公園利用の推進に関する事項	2 5
(1)	事業施設の管理に関する事項	2 5
(2)	利用者の指導等に関する事項	2 5
7	行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項	2 8
(1)	許可、届出等取扱方針	2 8
(2)	公園事業取扱方針	3 6
8	地域の美化、修景に関する事項	4 1
別紙 1	西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例	4 2
別紙 2	西海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立て取扱上の留意事項	4 5
別添 1	修景緑化樹種リスト（五島列島地域）	4 6
参考資料		
1	特別地域内において採取等を規制する植物	5 3
2	海域公園地区内において採捕等を規制する動植物	5 6

1. 管理計画区区分方針

西海国立公園は、昭和30年3月16日に国立公園に指定され、昭和57年11月29日には公園区域等の見直しのため公園計画再検討が行われた。

その後、平成5年5月12日、平成13年3月30日及び平成16年7月30日に公園区域等の明確化を基本とした公園計画の点検が、平成21年10月28日に長距離自然歩道の追加等を内容とする公園計画の一部変更が行われた。

本公園は、外洋性多島海景観を特色とする公園で、九州本土と一体となる平戸・九十九島地域と離島の宇久島から福江島にかけての五島列島に係る地域とに大別することができる。

今回の管理計画はこのうち五島列島地域について、改訂したものである。

本地域は、宇久島、小値賀島、中通島、若松島、奈留島、久賀島、福江島のほか、大小の島々からなっており、「地理的にまとまっていること。」「地区の景観構成も共通していること。」から一つの管理計画区として取り扱うこととする。

(管理計画区位置図参照)

なお、管理計画区の対象市町は次のとおりである。

五 島 列 島 地 域	平 戸 ・ 九 十 九 島 地 域
長崎県五島市 ○	長崎県佐世保市 *
西海市（平島） *	平戸市 *
佐世保市（宇久島） *	
南松浦郡新上五島町 ○	
北松浦郡小値賀町 *	

○五島自然保護官担当 *佐世保自然保護官担当

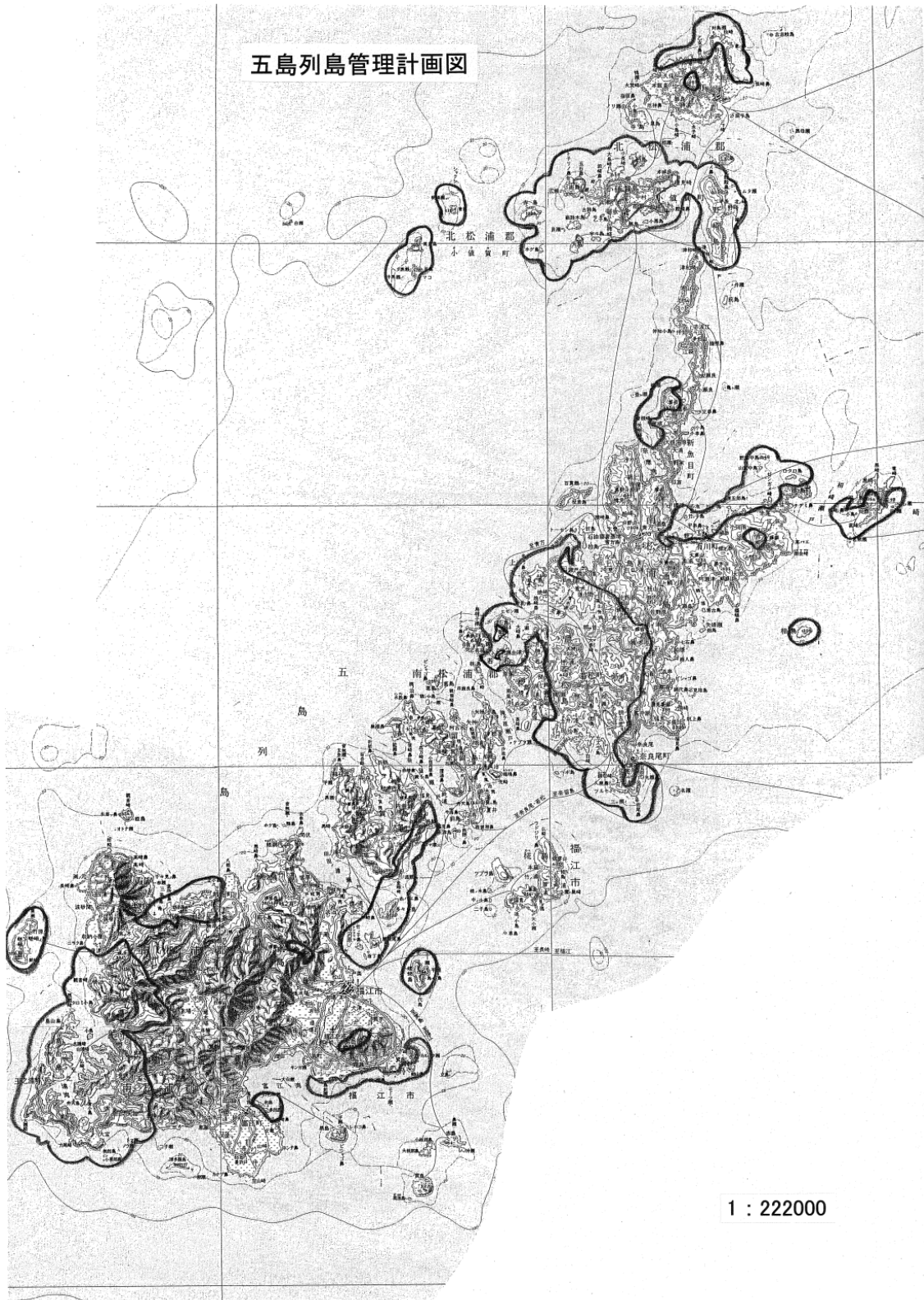
2. 管理計画改訂方針

西海国立公園（五島列島地域）管理計画は、平成17年に改訂され現在に至っている。この間、公園計画の第4回点検、市町村の合併の特例法に関する法律に基づいた市町村合併等国立公園を取り巻く社会的状況の変化があった。

今回の改訂は、これら国立公園を取り巻く社会的状況の変化に対応するとともに、本地域の自然の特性をいかした現地管理業務の計画的遂行を期するため、次の事項に重点を置いて必要な改訂を行った。

- （1）平成21年の公園計画の変更（第4回点検）に対応する。
- （2）既存の管理計画作成後の公園事業整備状況、地域状況の変化に対応する。
- （3）市町村合併に対応する。

五島列島管理計画図



3. 五島列島地域管理計画区の概況

(1) 五島列島地域の状況

五島列島地域は、平戸島の西方20kmに浮かぶ宇久島から南西に小値賀島・中通島・若松島・奈留島・久賀島・福江島と続く7島のほか、大小250余りに及ぶ島々から成っている。

なお、本管理計画区の状況は次のとおりである。

① 地形地質

本地域の地形は、第三紀中期の褶曲運動に起因した断層運動とその後の浸蝕、沈降、火山活動を経て形成された「火山を伴った傾動性沈降地壘群」である。このため各島はいずれも海岸線が長く随所に溺れ谷地形が見られ、とりわけ若松瀬戸や玉之浦瀬戸は典型的な溺れ谷地形を形成している。

臼状火山や楕状火山等の火山地形も各所に見られ、中でも小値賀島と周辺の属島や福江島鬼岳周辺には玄武岩台地上に臼状火山が群を成す特異な火山地形を呈している。冬季に北西の季節風の影響を受ける東シナ海に面した海岸部では海蝕地形の発達が著しく、特に嵯峨ノ島の手蝕崖は接合する2つの火山が東シナ海の荒波により中心部まで浸食され、火口の内部構造が観察できる貴重な地学的資料となっている。

外洋部の荒々しさとは逆に内海部においては砂嘴、陸繋島等を含んだ内海多島景観を呈している。

② 植物

本地域の植生はシイ・カシ等の照葉樹の二次林がほとんどを占めているが、随所にスダジイ林、タブ林などの自然林が残存している。

植物は、タヌキアヤメ、クワズイモ、ヤマコンニャク、ヘゴ、ハマジンチョウ、ハマトラノオ、リュウビンタイ、ソテツ、キイレツチトリモチ、ビロウ、アコウ等の南方系の植物がほぼ全域に生育している。

福江島の七ツ岳では比較的大規模なスダジイ林が存するほか、白鳥神社社叢や父ヶ岳山頂、中通島の三王山等に自然林が残っている。

外洋に面した海岸部では、モクタチバナ群落やマサキトベラ群集等の海岸低木林が広く分布しており、中でも小値賀島の西方に位置する美良島にはビロウやモクタチバナ、ハイビヤクシン等を中心とした海岸低木林が発達している。

その他、本地域では採草や放牧が行われており、福江島鬼岳周辺等到大規模な草地が見られる。

③ 動物

本地域の陸生哺乳類の種類はあまり多くないが、小値賀町野崎島や新上五島町串島・同町日島・五島市玉之浦町島山島には野生のシカ多く生息し、五島列島の大きな島ではイノシシの生息域が拡大傾向にある。

野崎島野首海岸はアカウミガメの産卵地になっている。

若松瀬戸のコデ島、片潮及びハリノメンド並びに福江島北東に位置する屋根尾島及び竹ノ子島の海中はエダミドリイシやイボサンゴ、ノウサンゴ、キクメイシ等のサンゴ類やウミトサカ類、イバラカンザシ、ソラスズメダイ、ハタンポ類、ベラ等の海生生物が多く見られることから海域公園地区に指定されている。

④ 人文景観

本地域は、遣唐使や倭寇に関する史跡、キリシタン信仰に由来する教会等の文化・歴史景観に富んでいる。

福江島や中通島は遣唐使派遣の海上経路として、風待ちや、船の修理、食糧補給等のための日本最後の寄港地として利用されていた。現在では、魚津ヶ崎には遣唐使船寄泊地の碑が建っている。

また、各島全域にキリシタン文化の面影を残す教会やマリア像が数多くあり、このうち旧五輪教会堂等多くの教会が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」に含まれている。

⑤ 利用状況

公園利用としては、文化、歴史、自然景観の探勝利用のほか、宇久島大浜、中通島蛤浜、福江島高浜、頓泊等の砂浜での海水浴及びキャンプ、周辺の島々での釣りなど海を利用した野外レクリエーション利用も多い。

また、五島市竹ノ子島にはグラスボートが運行されており、夏期を中心に利用されている。

五島列島地域と長崎、佐世保及び福岡を結ぶ定期航路、各島間を結ぶ定期航路、長崎及び福岡を結ぶ福江空港等が整備され、公園利用者の利便性が向上している。五島列島の年間観光客数は約63万人（平成22年長崎県観光統計）で、その多くが公園利用を目的としている。

(2) 地域面積

	面 積 (陸域のみ)	関 係 市 町 数
西 海 国 立 公 園	2 4 , 6 4 6 h a	4 市 2 町
五島列島地域	1 6 , 5 6 9 h a (6 7 %)	3 市 2 町

(3) 西海国立公園五島列島地域の指定及び計画決定の経緯

① 公園区域

昭和30年	3月16日	公園指定
昭和47年10月16日		海中公園地区の指定
昭和57年11月29日		公園区域の全般的な見直し（再検討）
平成5年	5月12日	公園区域の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園区域の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園区域の変更（第3回点検）

② 規制計画

昭和30年	3月16日	特別地域及び特別保護地区の指定
昭和47年10月16日		海中公園地区の指定
昭和57年11月29日		公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成5年	5月12日	公園計画の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園計画の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園計画の変更（第3回点検）

③ 施設計画

昭和30年	3月16日	集団施設地区、単独施設、道路等の計画決定 (以降、逐次計画追加)
昭和57年11月29日		公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成4年	8月26日	利用計画の一部変更
平成5年	5月12日	公園計画の変更（第1回点検）
平成13年	3月30日	公園計画の変更（第2回点検）
平成16年	7月30日	公園計画の変更（第3回点検）
平成21年10月28日		公園区域の変更（第4回点検）

(4) 公園計画

① 規制計画

(単位：h a、平成23年6月30日現在)

地域地区 市町名		特 別 地 域					普 通 地 域 (陸域)	合 計 (陸域)	海 域 公 園 地 区
		特別保 護地区	第1種	第2種	第3種	小 計			
五島市		24	273	4560	3389	8246	188	8434	11.2
西海市				215		215	7	222	
佐世保市				422		422		422	
北 松 浦 郡	小値賀町		506	952	172	1630	245	1875	
南 松 浦 郡	新上五島町		251	2975	2152	5378	238	5616	19.2
合 計		24	1030	9124	5713	15891	678	16569	30.4

② 施設計画

(平成23年6月30日現在)

利用計画名	執 行 事 業 名	未 執 行 事 業 名
園 地	愛宕山園地 (小値賀町) 小値賀番岳園地 (小値賀町) 斑島園地 (小値賀町) 大浜園地 (佐世保市) 城ヶ岳園地 (佐世保市) 鬼岳園地 (五島市) 鑑瀬園地 (五島市) 頓泊園地 (五島市) 大瀬崎園地 (五島市) 向小浦園地 (五島市) 嵯峨ノ島園地 (五島市) 白良ヶ浜園地 (五島市) 高浜園地 (五島市) 黒崎峠園地 (新上五島町) 蛤浜園地 (新上五島町) 三王山園地 (新上五島町) 龍観山園地 (新上五島町) 虎星山園地 (新上五島町) 新魚目番岳園地 (新上五島町) 丹那山園地 (新上五島町) 玉之浦御岳 (五島市)	崎戸平島園地 (西海市) 小値賀長崎園地 (小値賀町) 野崎島園地 (小値賀町) 五両ダキ園地 (小値賀町) 火ノ岳園地 (五島市) 箕岳園地 (五島市) 荒川園地 (五島市) 一二三滝園地 (新上五島町) 城岳園地 (五島市) 多郎島園地 (五島市) 上中島園地 (新上五島町) 守崎園地 (新上五島町) 赤ダキ園地 (新上五島町) 米山園地 (新上五島町) 五輪園地 (五島市)
宿 舎	荒川宿舎 (五島市)	
野 営 場		長崎野営場 (小値賀町) 野崎島野営場 (小値賀町) 大浜野営場 (佐世保市) 蛤浜野営場 (新上五島町) 頓泊野営場 (五島市) 鑑瀬野営場 (五島市)
博物展示施設	鑑瀬博物展示施設 (五島市)	
道路 (車道)	小値賀番岳線 (小値賀町) 鬼岳箕ノ岳線 (五島市) 福江島周廻線 (五島市) 福江荒川線 (五島市) 玉之浦大宝線 (五島市) 玉之浦大瀬崎線 (五島市) 中通島縦断線 (新上五島町)	愛宕山線 (小値賀町) 笛吹浜津線 (小値賀町) 宇久城ヶ岳線 (佐世保市) 平大浜線 (佐世保市) 丹那山線 (新上五島町)

	玉之浦岐宿線 (五島市) 若松大橋線 (新上五島町)	
道路 (歩道)	乙女の鼻線 (佐世保市) 赤ダキ線 (小値賀町) 笹岳線 (五島市) 小浦大瀬崎線 (五島市) 嵯峨ノ島線 (五島市) 九州自然歩道 (小値賀町、新上五島町、五島市)	崎戸平島線 (西海市) 愛宕山本城岳線 (小値賀町) 宇久城ヶ岳線 (佐世保市) 虎星山米山線 (新上五島町) 雌岳線 (新上五島町)
水 泳 場	大浜水泳場 (佐世保市)	長崎水泳場 (小値賀町) 野崎島水泳場 (小値賀町) 頓泊水泳場 (五島市) 高浜水泳場 (五島市) 蛤浜水泳場 (新上五島町)
舟 遊 場		大浜舟遊場 (佐世保市)

※ 括弧内は所在地

4. 管理の基本方針

(1) 保護に関する方針

ア. 風致景観の特性及び保全対象

五島列島地域の地形は、浸食、沈降及び火山活動を経て形成され変化に富んでいる。若松瀬戸や玉之浦瀬戸の溺れ谷地形や小値賀島や福江島鬼岳周辺の臼状火山群を成す火山地形、豪快な嵯峨ノ島の海蝕崖、またそれとは対照的な内陸部の砂嘴や内海多島景観が見られる。

また、本地域はシイ、カシ等の照葉樹の二次林がほとんどを占めているが、福江島七ツ岳のスタジイ林、白鳥神社の社叢、父ヶ岳山頂や中通島の三王山には自然林が残っている。

その他美良島の海岸低木林や福江島鬼岳周辺の半自然草原景観も特徴の一つである。また、日ノ島のハマジンチョウ群落は、五島列島地域の中でも大群生地として特筆される。

本公園の特徴的なこれらの地形及び植生景観が保全対象として特に重要である。

イ. 主な保全対象の保全方針

位 置	保 全 対 象	保 全 方 針
1. 斑島 (小値賀町) 第2種特別地域	玉石甌穴 海岸に露出する玄武岩に波食により生じた甌穴 ^{おうけつ} があり、波食作用の観察地として貴重であり国の天然記念物に指定されている。	ポットホールの保全に必要な波食作用を変化させないため、周辺の地形等を改変させないことにより、その保護に努める。
2. 小値賀島火山群 (小値賀町) 第2種特別地域	臼状火山群及び草原景観 小値賀島と周辺の属島には番岳を中心とした臼状火山群が広がっている。 国立公園の指定要件である優れた火山地形及び草原景観を有しており、地学的資料としても貴重である。	火山地形の改変を避けるとともに、適切な管理により、草原景観の維持に努める。
3. 鬼岳火山群	臼状火山群	臼状火山群の改変を避けることにより、地形の

(五島市) 第2種特別地域	福江島には火ノ岳、箕岳及び鬼岳を中心とした臼状火山群が広がっている。 火ノ岳、箕岳及び鬼岳の火山地形や鬼岳の草地景観とともに特に優れており、地学的資料としても貴重である。	保護に努める。
4. 曾根火山 (新上五島町) 第2種特別地域	赤ダキ断崖 火山体の南側が海蝕により著しく削られ、成層した火山碎屑物の断面が観察でき、地学的資料としても貴重である。 県の天然記念物に指定されている。	周辺の海岸地形とともにその保全に努める。
5. 日ノ島 (新上五島町) 第2種特別地域	曲崎海岸のハマジンチョウ群落 五島列島を代表する海岸性の木本植物であるハマジンチョウが群生しており、分布の北限となっている。 近年、老木化が進み減少傾向にある。環境省指定の特定植物群落である。	群落地及び周囲の改変を避けることにより、群落の保護に努める。
6. 玉之浦湾 (五島市) 若松瀬戸 (新上五島町) 第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域	溺れ谷地形 五島列島の地形は、火山を伴った傾動性沈降地塁群で、海岸線が長く随所に溺れ谷地形を展開している。 なかでも玉之浦湾及び若松瀬戸は典型的な沈降地形を呈しており、本公園を代表する景観地である。	溺れ谷や沈降地形の改変を極力避け、特異な景観の維持に努める。

7. 島山島 (五島市) 第1種特別地域 第2種特別地域	ヘゴ自生地 本管理計画区において当地域は数少ない自生地の一つであり貴重である。 県の天然記念物に指定されており、また環境省指定の特定植物群落でもある。	群落地及び周囲の自然環境の改変を避けることにより、群落の保全に努める。
8. 鬼岳 (五島市) 第2種特別地域	半自然草原景観 臼状火山の典型的な溶岩台地に形成された草原景観は特に優れており、本公園を代表する景観地である。	溶岩台地地形の保全を図るとともに、適切な管理により、草原景観の維持に努める。
9. 高浜 (五島市) 第2種特別地域	砂丘草原景観 当該地は、「日本の水浴場88選」に指定された砂丘海岸であり、その後背地には特異な砂丘草原が見られ、高浜砂丘海岸と一体となった景観を呈している。	周囲の改変を極力避けることにより、砂丘草原景観の保全に努める。
10. 高浜 (五島市) 第2種特別地域 第3種特別地域	サキシマフヨウ群落 南方系の花木であるサキシマフヨウは、上五島地域が分布の北限とされている。 当該地は、五島列島地域では類を見ない群生地であり、貴重である。	群落地及び周囲の改変を極力避けることにより、群落の保護に努める。
11. セツ岳 (五島市)	スダジイ林 当該地はセツ岳を中心に	自然林及び周囲の改変を避けることにより、自然林の保全に努める。

第2種特別地域	比較的大規模なスダジイの自然林が存在する。 幹の直径が2m～3mにも及ぶ大径木が数多く存在し、当地域では数少ない自然林である。	
12. 福江島 (五島市) 第1種特別地域	白鳥神社社叢林 白鳥神社の周囲は、シイ、カシ等の照葉樹林等の自然林が存在し、当地域では数少ない自然林が、歴史的建造物と一体となった景観を呈している。	自然林及び周囲の改変を避けることにより、自然林及びその周囲の景観を保全する。
13. 父ヶ岳 (五島市) 第2種特別地域 第3種特別地域	自然林 父ヶ岳の山頂付近には、本地域では数少ないまとまりを持ったシイ、タブ、イチイガシ群落、ヤブコウジ、スダジイ群落等の照葉樹林の自然林が存在し、学術的にも貴重である。	自然林及び周囲の改変を避けることにより、群落の保全に努める。
14. 三王山 (新上五島町) 第2種特別地域	自然林 三王山山頂付近には、シイ、アラカシ、ハクサンボク、マテバシイ群落等の照葉樹林の自然林が存在し、上五島地域では、一番のまとまりを持った自然林で学術的にも貴重である。	自然林及び周囲の改変を避けることにより、群落の保全に努める。
15. 野首海岸 (小値賀町)	アカウミガメの産卵地 当該地は、五島列島地域で数少ないアカウミガメの	海岸の改変を避けることにより、産卵地の保全に努める。 また、アカウミガメの

第2種特別地域	産卵地である。	産卵及びふ化に適した暗地の環境を保つように努める。
16. 嵯峨の島 (五島市) 特別保護地区	火山海蝕崖・千畳敷 嵯峨ノ島南西海岸にある火山海蝕崖は、臼状火山と楕状火山が接合する2つの火山が、東シナ海の荒波により中心部まで浸食され断崖を作る地形景観で、火口の内部構造が観察できる。 また、男岳と女岳の接合部の西岸一帯は千畳敷と呼ばれており、火山放出物の層理や平坦な岩礁、洞門等変化に富んだ地形を見せている。 いずれも、地学的資料として貴重である。	地学的資料として貴重である、火山海蝕崖及び千畳敷地形については、適切な管理によりこれを保全する。

(2) 利用に関する方針

ア. 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、五島列島地域における外洋性多島海の海域と海岸及び景観、特異な火山地形が織りなす景観、及び多種多様な南方系植物等に特徴づけられる生物相、並びに遣唐使や倭寇に関する史跡、及びキリシタン信仰に由来する教会等の人文景観を巡る探勝の利用が多く、短期間の滞在型利用形態が主となっている。

また、夏季を中心に、各地で海水浴、キャンプ、釣り、グラスボートによる海中観察、スキューバダイビング、カヌー等自然体験型の利用が行われている。

これらの自然資源と人文資源に恵まれた地域特性をいかした、体験型利用を積極的に推進する。

イ. 利用施設の整備及び管理方針

現在の利用状況を踏まえ、次の方針の下で適切に利用施設を整備し、利用の推進を図っていくものとする。

- ① 優れた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、特に海岸線については、海岸の自然環境への影響を最小限とする方法での整備を検討する。
- ② 自然体験型利用を推進していくために、必要な施設の整備を検討する。
- ③ 歩道、園地等の適正な利用を推進していくために解説板、指導標等の拡充整備を検討する。
- ④ 快適で安全な利用環境を維持するため、施設の補修、改修、清掃等適切な管理を図る。
- ⑤ 公園利用者に対する自然情報や利用マナー向上のための各種情報の提供を図る。
- ⑥ 自然とのふれあいを促進するための活動の推進を図る。
- ⑦ 公園区域内外に整備される九州自然歩道が効果的に利活用されるよう関係自治体との連携を図る。

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項及び公園利用の推進に関する事項

(1) 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

各地区共通の保全方針は次のとおりとし、西海国立公園五島列島地域の風致景観の保護上重要な自然資源の適正な保全に努める。

- ① 公園の風致又は景観の保護のため、公園の価値を低下させるおそれのある工作物の新築等各種自然の改変行為については、風致景観への支障が生じないように指導する。
- ② 希少野生動植物の保護のため、生息・生育地における各種自然の改変行為や採捕等は極力避けるよう指導を行い、やむを得ない場合は影響が最小限となるよう保全措置を講じる。
- ③ 関係機関と連携して外来生物の侵入・定着の防止に努め、緑化等には原則として在来種を使用する

(2) 公園利用の推進・施設の整備に関する事項

五島列島地域の利用形態を踏まえ、各地区の整備方針は次のとおりとする。本地域を行政区分、利用体系等から、宇久島・小値賀島地区、中通島・若松島地区及び福江島地区の3つの地区に大別する。

各地区とも、火山地形、海岸地形、植物群落等の自然景観及び史跡や教会等の文化景観に恵まれており、各地区の特性をいかした施設の整備を行うため、以下のとおり整備方針を定めるものとする。

なお、施設の整備に当たっては、県及び市町との綿密な連携の下、自然環境の保全に留意しつつ、自然体験や環境学習、伝統文化体験等といったふれあい型の公園利用の推進を図るものとする。

地 区	利 用 形 態 及 び 整 備 方 針
宇久島・小値賀島地区	五島列島地域の北部に位置する宇久島、小値賀島とその周辺の属島からなる地区で、福岡及び佐世保からの定期航路の寄港地となっている。特に平成5年4月からは佐世保－小値賀島－宇久島間に高速船が就航する等、交通条件が改善され、公園利用者の利便性が向上している。 公園利用としては、砂浜海岸での海水浴及びキャンプ、展望地からの多島海景観及び海岸地形の風景鑑賞、自然体験学習等が行われていることから、次のとおり整備方針を定める。

①宇久島

島の中央部に位置する城ヶ岳は多島海景観の好展望地で、園地として駐車場及び休憩所が整備されている。今後は自然観察のための案内板や解説板の整備を検討する。

島の北部に位置する乙女の鼻線道路（歩道）は、岩礁海岸部の岬で海岸線の展望に優れていることから、自然海岸探勝のための歩道として、公衆便所及び駐車場が整備されている。今後は、施設の補修等適切な維持管理に努める。

②小値賀島（本島）

島のほぼ中央部に位置する番岳は多島海景観の好展望地で園地として公衆便所及び休憩所が整備されている。今後は、快適な公園利用の推進のため駐車場等の整備を検討する。

島の北部に位置する長崎は、なだらかな地形の放牧地で、海岸線には岩礁海岸の間に砂浜が点在しており、主として地域住民が海水浴場として利用している。今後は快適な海水浴利用ができるよう公衆便所等の整備や放牧地等をいかした野営施設の整備を検討する。

島の北東部に位置する愛宕山は、多島海景観の好展望地で、園地として休憩所、駐車場等が整備されている。今後は公園利用の増進を図るため、本城岳との間の歩道整備を検討する。

島の南東に位置する赤ダキ歩道は、玄武岩溶岩台地に、火山斜面の一部が海蝕により円筒状に開析された優れた海蝕崖を見ることができることから、これを探勝する歩道、展望所、標識等が整備されている。

島の西部に位置する五両ダキは、海蝕による火口の断面が間近で観察される特異な景観であり、自然体験のための園地として、展望所、駐車場等の整備を検討する。

③小値賀斑島

橋梁により小値賀島と連絡されている島で、山頂部は多島海景観の好展望地であり、園地として駐車場及び休憩所が整備されている。今後は自然観察のための案内板及び解説板の整備を検討する。

	④野崎島 小値賀町は、平成 10 年度から環境省の補助事業である「ふるさと自然ネットワーク整備事業」の「ふるさと自然塾」を整備しており、自然学校や野営場を拠点として、自然体験学習が展開されている。今後は、関係機関と連携し、自然とのふれあいの促進を図るために、園地等の整備を検討する。 ⑤崎戸平島 中通島の東約 2.5km に位置する有人島で島のほぼ中央に標高 204 m の白岳がある。麓から白岳への登山道等のほか、白岳には海岸風景の展望休憩園地の整備を検討する。
中通島・若松島地区	五島列島地域の中心に位置する中通島、若松島とその周辺の属島からなる南北に細長い地区で、各町に定期航路の寄港地が点在している。平成 3 年 9 月の若松大橋の開通や平成 5 年 4 月の佐世保からの高速船の就航等、交通条件の整備が進み、公園利用者の利便性が向上している。 公園利用としては沈降地形の若松瀬戸や若松大橋の風景観賞、集落に点在する教会巡り、白砂青松の蛤浜での海水浴及びキャンプが行われているため、次のとおり整備方針を定める。 ①中通島北部 五島列島で 2 番目に高い山の番岳は、西に東シナ海、東に九州本土が一望できる展望地で、園地、休憩所、歩道、駐車場、公衆便所等が整備されている。今後は案内標識及び解説板の整備を検討する。 奈摩湾北部に位置する赤ダキ断崖は、県指定天然記念物になっている。近接の公園区域外には展望所及び駐車場等が整備されている。今後は、自然観察のための案内板や解説板の整備を検討する。 ②中通島東部 本地区一の景観を誇る遠浅の砂浜海岸である蛤浜は、海水浴及びキャンプの利用者が多く、平成 13 年 7 月に休憩所が改築された。夏の利用最盛期には町内

外から多数の利用者でにぎわっており、利用者の利便性向上を図るため、案内板及び解説板等の整備を検討する。

黒崎峠園地の東側に位置する風ノ浦は、小規模な砂浜があり主として地域住民の海水浴に利用され、小規模ながら駐車場が整備されている。快適な海水浴利用のため公衆便所の整備を検討する。

丹那山西麓の一二三滝は、町により滝探勝のための駐車場、休憩所、公衆便所及び歩道が整備されている。今後は、路傍園地、案内板及び解説板の整備を検討する。

また、丹那山山頂附近は、渡り鳥の観察地として最適な場所であり、園地として展望台が整備されている。今後は、施設の補修等適切な維持管理に努める。

③中通島中央部

中通島の三王山は、若松瀬戸の展望地として展望所、歩道及び駐車場が整備されている。今後は、公衆便所、案内標識及び解説板の整備を検討する。三王山林道から雌岳に至る既存の歩道を登山道として整備を検討する。

④若松島

若松島の龍観山は、箱庭的な景観の若松瀬戸とその瀬戸を横切る若松大橋が一望できる展望地で、休憩所、園路、公衆便所、駐車場等が整備されている。

今後は、快適な公園利用の推進のため施設の補修、改修及び維持管理に努める。

⑤若松大橋周辺

若松瀬戸内に浮かぶ上中島と若松島の守崎は、若松瀬戸及び若松大橋が間近に見られることから、駐車場や展望所、園地等が整備されている。快適な公園利用の推進のため施設の補修、改修及び維持管理に努める。

⑥中通島南部

中通島南部に位置する米山は、若松瀬戸の展望地として公園区域外に駐車場、広場及び展望所が整備されている。今後は米山と虎星山を結ぶ歩道、案内標識及び解説板の整備を検討する。

	虎星山は若松瀬戸及び福江島方面の展望地として駐車場、公衆便所、園地等が整備されている。今後は自然観察のための案内板及び解説板の整備を検討する。 ⑦日ノ島 若松島の北方に位置する日ノ島には、県指定の重要文化財である曲崎遺跡古墓群があるほか、野生ジカが生息し、日島南の曲崎海岸には、北限種のハマジンチョウの群落がある。今後は、隣接の公園区域外の地域の利用施設と連携して、自然解説板等の整備を検討する。
福江島地区	五島列島地域最大の面積を有する福江島とその周辺の属島からなる地区で、福江島南東部には長崎及び福岡との間を結ぶ空港が整備されている。福江地区は九州本土及び五島列島各島への定期船の発着港や島内の主要利用地点へのバスの発着地になっている等、交通体系の拠点となっている。 公園利用としては、鬼岳の草原でのピクニック、嵯峨ノ島、大瀬崎等の海蝕崖の鑑賞、高浜や頓泊の海水浴、荒川の温泉、福江海域公園地区のグラスボート等、多種多様な利用が行われていることから次のとおり整備方針を定める。 ①福江島東部周辺 鬼岳火山群の中心である鬼岳は、駐車場付近の山腹から山頂までが草原で、山頂からは五島市街や属島の島々360度の風景が見渡せ、展望地及びピクニック適地として園路、駐車場、公衆便所、休憩所等が整備されている。今後は、各施設と連携を図るための歩道整備、草原を維持するための火入れ等を行う。 火ノ岳は典型的な臼状火山で山頂からは市街地や海岸が見下ろせることから、展望園地として整備を検討する。 箕岳は臼状火山及び溶岩海岸の展望地及び地域住民の憩いの場として駐車場、広場、歩道、展望所、公衆便所等が整備されている。住民の憩いの場として必要に応じ既存施設の再整備等を行うとともに、案内標識や解説板の標識を検討する。 溶岩海岸の鑑瀬は海岸の散策及びピクニック地とし

て広場、展望所、駐車場、公衆便所、園路が整備されている。また、自然を紹介、解説及び案内する施設である鑑瀬ビジターセンターが整備されており、ここを拠点として周囲の溶岩海岸や鬼岳、火ノ岳をフィールドにした自然観察会や自然体験キャンプなどが実施されている。今後も自然情報の提供を充実するとともに、自然体験型活動を推進していく施設として整備していくものとする。

②福江島北部

岐宿町城岳は波静かな川原ノ浦や遣唐使船寄泊地の魚津ヶ崎が展望できることから山頂に展望所が整備されている。また、公園区域外には町による駐車場や休憩所、園路等が整備されている。

遠浅の砂浜海岸の白良ヶ浜は、町により万葉の里公園として休憩所や園路、公衆便所等が整備されている。今後は公園利用者の休憩や砂浜の展望地として施設の補修、改修及び維持管理に努める。

③福江島西部

日本一美しいと言われる砂浜海岸の高浜及び頓泊は海水浴利用が盛んであり、駐車場、休憩所及び公衆便所が整備されている。今後は、施設の補修等適切な維持管理に努める。

頓泊については、良好な自然環境をいかした野営場施設の整備及び狭隘な駐車場の拡張を検討する。

本地区唯一の温泉地である荒川は、集落地に小規模な旅館や民宿が点在している。宿泊者の散策のための歩道・展望所の整備等、周辺の自然にふれあう施設の整備を検討する。

④嵯峨ノ島

貝津港から船で約20分の位置にある島で、西側の海蝕崖が国立公園の特別保護地区になっており、海蝕崖の展望地として展望台、解説板、歩道及び休憩所が整備されている。今後は自然解説板、案内標識等の整備を検討する。

⑤玉之浦

本地区を代表する海蝕崖を有する大瀬崎は展望地と

	して利用されており、休憩所、駐車場、歩道、公衆便所等が整備されている。今後は、案内標識及び自然解説板の再整備を検討する。 荒々しい東シナ海と静かな玉之浦湾が展望できる玉之浦御岳では、園地として展望所や園路が整備されている。今後は、施設の補修等適切な維持管理に努める。
	⑥島山島 当該地区は海蝕崖、ヘゴ群落、野生ジカ等の自然環境に恵まれており、駐車場、公衆便所、芝生広場及び休憩所が整備されている。今後は、施設の補修等適切な維持管理に努める。
	⑦福江島南部 富江湾に浮かぶ無人島の多郎島は干潮の時には対岸の本島から歩いて渡れる場所で、本島の公園区域外には市によりキャンプ場やサイクリング道が整備されている。多郎島では島の散策や休憩のための施設の整備を検討する。
	⑧七ツ岳・父ヶ岳 五島列島地域で最高峰の父ヶ岳と峰続きの七ツ岳山頂は、五島列島をはじめ、九州本土を眺望できる位置にあり、古来より信仰の山として登山道が整備されている。近年、自然に親しむ人が増え、登山者が増加してきている。登山道及び案内標識が整備されており、今後は、解説板、駐車場及び公衆便所の整備について検討する。
	⑨久賀島 福江島の北東に位置する馬蹄形の島で、ヤブツバキの原生林や旧五輪教会等の歴史遺産を見ることができる。五輪地区において九州自然歩道と連携した休養・散策園地の整備について検討する。

(3) 一般公共事業

地域の生活及び産業の基盤となる道路、漁港、港湾、海岸保全施設等の公共事業と国立公園行政との調整を有効かつ円滑に進めるために、次年度以降に実施が見込まれている事業について、県及び市町の公共事業担当部局と事前に事業内容の調整を図るものとする。

6. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 事業施設の管理に関する事項

園地、駐車場、公衆便所、歩道等の公園事業施設にあつては、利用施設への誘導案内板を整備するとともに、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な管理に努める。

特に、公衆便所については、快適な公園利用を推進していくためにも維持管理の充実を図っていくこととする。

また、利用地点等における通景伐採については、当初の整備目的に照らして風致景観との調整を図りながら行うこととする。

なお、ゴミ箱、吸い殻入れ等は十分な管理が可能な場所以外は設置しない。

(2) 利用者の指導等に関する事項

① 自然解説等に関する事項

ア. 自然とのふれあいを促進するための行事

自然に親しむ運動の期間中及び春から秋の利用シーズンを中心に、自然観察会等の行事を関係機関と協力して実施している。参加者のほとんどが島内居住者である。

五島列島地域は小値賀島火山群、鬼岳火山群等の火山地形、嵯峨ノ島及び大瀬崎の海蝕崖、若松瀬戸及び玉之浦湾の沈降地形、野崎島及び島山島の野生ジカ等の豊かな自然資源に加え、キリシタン文化に由来する教会、遣唐使、倭寇、捕鯨等の文化及び歴史資源にも富んでおり、これらの資源を活用し、滞在型の公園利用を推進していく必要がある。

また、こうした自然資源や文化資源の案内、解説を行う人材を積極的に育成する必要がある、パークボランティアの育成を図る等、関係団体の協力を得ながら事業を推進していくものとする。本地域の自然資源や文化資源を活用した解説員の人材育成等の支援としては次のようなものが考えられる。

a 野生ジカの生態観察

小値賀町野崎島、新上五島町日島及び若松島並びに五島市島山島は野生ジカが多数生息しており、シカが間近に見られる格好の場である。野崎島では自然学塾村を拠点に解説員の案内でシカの行動を観察できるよう、解説員の人材育成等の支援を検討する。また、島山島・若松島についても野生シカの生態観察が出来るよう解説員の人材育成等の支援を検討する。

b 遣唐使や教会等の歴史探勝

福江島北部の岐宿や三井楽、中通島中部真手ノ浦は遣唐使船が日本で最後に寄泊した場所である。また、五島列島各地の集落には古くからの教会が今なお現存している。史跡、教会、捕鯨等の探勝コースとして九州自然歩道を活用し、歴史の体験学習ができるよう解説員の人材育成等の支援を行う。

c 海の生き物観察

本地域は、長く複雑な海岸線が続いているのが特徴である。身近な海岸で生活している魚介類を観察することで海岸の大切さを学ぶことができるよう解説員の人材育成等の支援を行う。

d 無人島における原始生活体験

本地域は、外洋性多島海景観が素晴らしいことで国立公園に指定されたもので、各地には無数の無人島が点在している。無人島において自然環境に配慮した生活を体験することで自然の大切さを学ぶことができるよう、解説員の人材育成等の支援を行う。

e 海上から見た五島列島

本地域には、臼状火山、楯状火山等の火山地形が各所に存在し、海岸部では溺れ谷地形や海蝕崖が数多く見られ、海上から眺める自然景観には素晴らしいものがある。また、興味地点を船で移動しながら利用できるのは列島である本地域の特色であるため、海上周遊ルートの設定や興味地点の解説等ができるよう解説員の人材育成等の支援を行う。

イ. ビジターセンター

五島市が五島列島の自然の紹介、案内及び解説をするための施設として福江島鑑瀬地区にビジターセンターを運営している。今後は、国立公園の情報提供や自然解説活動の充実を図るものとする。また、ビジターセンター職員に対して、国立公園の情報提供や自然解説活動の支援を行う。

ウ. 海域公園地区の利用方策

優れた海域景観の保護と利用を図るため、若松（コデ島東側入江、片潮瀬戸、ハリノメンド）と福江（竹ノ子島、屋根尾島）に海域公園地区が指定されている。

若松地区は、好漁場に恵まれ、漁業の島として栄えてきた。漁業者と公園利用者が共存して海域を適切に利用するため、関係者間の調整が図られるよう努める。若

福江地区は、既にあるグラスボートによる利用の推進を図りつつ、スノーケリングによる観察会の開催等を検討する。また、海域公園の解説、スノーケリング等の指導ができるよう人材育成等の支援を行う。

エ. パンフレット類の作成

自然景観地の周回ルート及び教会巡りに活用できるガイドマップ類を関係機関の協力を得ながら作成していく。

② 利用者の指導等

本地域の風致景観上重要な要素である海岸線において、まき餌や釣り針、テグス、ビニール袋等の投げ捨てによる海岸線の汚染が問題になってきている。今後は、関係機関の協力を得てチラシを配布する等、釣り客のマナー向上を図るための対策を検討

する。

③ 利用者の安全対策

歩道・園地・海水浴場においては施設管理者及び関係機関が協力して危険箇所の点検を定期的に行い、必要に応じて注意標識、防護柵等を設置し、利用者の安全確保に努める。

④ 貴重な植物の保護

希少種の生育地で盗掘による乱獲のおそれのある地域については、関係行政機関等の協力を得ながら巡視等を行うよう努める。

⑤ 交通機関施設との連携

前事項の①～④の推進を図るため、港及び飛行場のターミナル施設等においての情報提供や周知が行えるよう、関係者の協力を得ていくものとする。

7. 行為許可及び公園事業等の取扱に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア. 特別地域、特別保護地区、海域公園地区

自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401006 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準、同条第 35 項の規定に基づき環境大臣が定めた「西海国立公園特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 13 年 3 月 26 日付け環境省告示第 14 号（別紙 1））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401008 号）において定める基準の細部解釈のほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物の新築、改築又は増築		
(1) 建築物	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けるものとする。
		② 規模 用途に応じた必要最小限の規模とすること。
		③ デザイン、色彩 ア 屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根とし、陸屋根、片流れ、ドーム等の曲線屋根でないこと。また、屋根勾配は、2 / 1 0 以上であること。 ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、仮設の建築物、附帯施設としての車庫、倉庫等の小規模な建築物又は特殊な用途に使用される建築物であって、周辺の風致または景観と著しく不調和でないものについては、この限りではない。

		イ 屋根の色彩は焦げ茶色、暗灰色及び暗緑色のうち周囲の自然と調和した色彩とすること。 ウ 壁の色は茶色、灰色、ベージュ色及びクリーム色のうち、周囲の自然と調和した色彩とすること。 ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然材料を用いる場合は素地色も可とする。
		④ 附帯施設 ア 公園事業道路に面する敷地境界に塀・柵を設ける場合には、生垣によるものとし、やむを得ず、フェンスを用いる場合であっても、可能な限り、修景植栽を併用すること。 イ 外灯を設置する場合には、建築物をライトアップするものでないこと。また、外灯の上方に光が抜けぬデザインとすること。
		⑤ 残土等処理方法 残土、廃材等は、国立公園区域外に搬出し適切に処理すること。 ただし、残土処理地を緑化するなど、土砂流出防止の措置を講じ、風致景観の保護上支障のないよう適切に処理する場合や、当該国立公園内において許可を得て行われる他の工事等に流用される場合にあっては、この限りでない。
		⑥ 修景緑化方法 ア 公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物の公園利用施設側に、建築物を隠蔽するために樹木による修景植栽を行うこと。 イ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の植物を用いること。
(2)道路	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう線形の選定については、地形に順応するよう留意すること。
		② 附帯施設 ア 交通安全柵を設置する場合は、風致景観への配慮及び道路からの眺望確保のため、できる限り焦

		げ茶色又は灰色のガードケーブル、ガードパイプを使用すること。 ただし、公園利用施設から望見されない場所及び公園事業道路からの景観に支障のない場所においては、焦げ茶色又は灰色のガードレールを使用する場合は、この限りではない。 イ 公衆トイレ等の建築物を設置する場合は、1－(1)－③に準じること。 ウ ベンチ・テーブルを設置する場合は、極力木材・石材等の自然素材を用い、色彩は原則として素地色又は焦げ茶色とすること。 エ 橋梁の色彩は、周辺の自然環境に配慮すること。
		③ 法面処理方法 ア 法面は、張芝、種子吹付等により緑化すること。 ただし、通常の緑化工では法面の崩壊を防止できない場合に限り、モルタル吹付、法枠工を認めるものとする。この場合の色彩は、原則として暗灰色とすること。 イ 擁壁を用いる場合は、自然石張り又は自然石に模した表面仕上げとし、自然石に模した表面仕上げの場合は、色彩を暗灰色とすること。 ただし、公園利用施設から望見されない場所及び公園事業道路からの景観に支障のない場所においては、この限りでない。 ウ ロックフェンス、ロックネット等防護柵の色彩は、焦げ茶色又は暗灰色とすること。
		④ 残土等処理方法 1－(1)－⑤に準ずること。
		⑤ 修景緑化方法 ア 法面と道路の間に植樹帯を設ける等、道路沿線の修景緑化に努めること。 イ 法枠緑化工や種子吹付けの場合は、可能な限り、在来種を使用すること。在来種でない植物を使用する場合は、早期に在来種に移行できる手法を用いること。 ウ 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種

		リスト」記載の植物を用いること。 エ バイパスの造成や線形改良により通行に使用しなくなった不要な路線にある構造物は、撤去・緑化すること。ただし、路傍園地等として再整備し、公園利用施設として供されるする場合は、この限りでない。
(3) 電柱、電話柱	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。 ② 位置 海岸付近の道路沿線及び展望地における電柱は、原則として海側及び主たる展望方向への設置は避けること。建替えに当たっては、可能な限り、埋設又は主たる展望方向でない側へ移設をすること。 ③ 色彩 色彩は、焦げ茶色又は灰色とするが、木柱を用いる場合にあっては、素地色も可とする。ただし、公園利用施設の展望地から望見されない場所にあつては、この限りではない。
(4) 送電鉄塔	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。 ② 色彩 原則として焦げ茶色又は灰色とすること。
(5) 無線アンテナ類	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。 新たにアンテナを設置する場合は、できる限り既存のアンテナ施設に集約して設置すること。ただし、通信機能の確保のために必要な場合は、この限りでない。 ② 色彩 原則として焦げ茶色又は灰色とすること。

		③ 附帯施設 附帯施設として建築物を設置する場合は、１－（１）－③に準ずること。
		④ 残土等処理方法 １－（１）－⑤に準ずること。
(6) 砂防・治山施設	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。
		② 材料・色彩 自然石を使用するか又は自然石を模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、色彩は暗灰色とすること。 ただし、公園利用施設の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。
		③ 工事の搬入路 工事に伴う搬入路は、極力周辺植生等に影響がないようなルートにすること。 また、行為完了後は、原状回復し、在来種等により、早期緑化を図るものとする。 管理用道路として残す場合は１－（２）に準ずること。
		④ 附帯施設 ロックフェンス及びロックネットの色彩は焦げ茶色又は灰色とすること。
		⑤ 残土等処理方法 １－（１）－⑤に準ずること。
(7) 海岸保全施設、海岸環境保全施設	全 域 (共通)	① 基本方針 自然海岸への設置は、認めない。 ただし、災害が現に発生している場所、又は、災害の発生のおそれが極めて大きい場所については、この限りでない。

		② 材料・色彩 自然石を使用するか又は自然石に模した表面仕上げとし、自然石を模した表面仕上げの場合は、色彩は灰色とすること。 ただし、公園利用施設の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。
		④ 残土等処理方法 1－(1)－⑤に準ずること。
(8) 漁港施設、 港湾施設	全 域 (共通)	① 基本方針 海岸景観に与える影響が大きい場合があるため、区域の指定及び施設の整備に当たっては、次の点に留意して事前調整を図ること。 ア 自然海岸や海水浴利用が盛んな地域への区域の拡張は極力避けること。 イ 主要利用地点から見える位置での防波堤、護岸等の整備は最小限とし、地域の特性に応じ、風致景観の保護に配慮した工法を用いること。
		② 位置等 物揚場、船揚場の整備については、次のとおりとする。 ア 行為地が湾奥である等、地形的な条件により展望されにくい位置であること。 イ 行為地の後背地において大規模な改変を行わないこと。 ウ 海中及びその周辺の生態系に影響を与えないよう配慮されたものであること。 エ 自然海岸や海水浴利用が行われている場所ではできる限り避けること。
		④ 残土等処理方法 1－(1)－⑤に準ずること。
2 木竹の伐採	五 島 市 鬼 岳 ・ 火 ノ 岳 ・ 箕 岳	草原景観の風致の維持を図るための木竹の伐採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

3 広告物等の 掲出、設置 又は表示	全 域 (共通)	① 基本方針 デザインを統一し、乱立している場合は、極力集合看板とすること。 ② 設置場所 眺望の妨げにならない場所であること。 ③ 規模、材料、色彩 ア 規模は過大にならないようにし、必要最小限とすること。 イ 材料は、可能な限り木材、石材等の自然材料を用いること。 ウ 表示面・支柱等は、木材、石材等の自然材料を使う場合は、できる限り素地色とし、その他のものは、焦げ茶色、暗緑色、黒色を基調とすること。 文字の色は、できる限り原色を避け、地色と調和したものとする。こと。 案内図については、上記外の色の使用を認めるが、必要最小限の使用にとどめること。
4 水面の埋立	全 域 (共通)	① 基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。 ② 位置等 1－（6）に準ずること。
5 土地の形状 変更	全 域 (共通)	主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意すること。

イ. 普通地域

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 22 年 4 月 1 日付け環自国発第 100401010 号）によるほか、アの特別地域内等の行為の取扱い（規模に関するものを除く。）を参考にするとともに、以下の取扱方針により風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

行 為 の 種 類	地 区	取 扱 方 針
水面の埋立	全 域 (共通)	「西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」（別紙 1）によること。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 23 年 11 月 30 日環自国発第 111130004 号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道 路 (車道)	全 域 (共通)	① 基本方針 公園利用者の快適性及び安全性を確保するため、現道の線形改良、拡幅整備、防災工事等を進めるものとするが、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に支障を与えないよう留意し、眺望されやすい稜線上及び地形改変の著しい急傾斜地における設置は避けること。 ② 附帯施設 ア 附帯施設を設置する場合は、許可、届出等取扱方針 1－(2)－②に準ずること。 イ 道路沿線の展望地や興味地点には路傍駐車場を設けるとともに、解説板等の標識類により自然について公園利用者に解説すること。 ウ 利用地点までの誘導標識や案内標識等の標識類の整備を行うこと。 ③ 法面処理方法 許可、届出取扱方針 1－(2)－③に準ずること。 ④ 残土等処理方法 許可、届出取扱方針 1－(1)－⑤に準ずること。 ⑤ 修景緑化方法 許可、届出取扱方針 1－(2)－⑤に準ずること。
2 道 路 (歩道)	全 域 (共通)	① 基本方針 ア 自然とのふれあい等を目的に、安全性及び快適性を確保した歩道として整備し、適切な管理を図ること。 イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意すること。

		② 附帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置すること。 イ 歩道以外への立入りにより、動植物の損傷及び裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。 ウ 案内板、解説板等は、許可、届出等取扱方針 3 に準ずること。 ③ 管理方法 ア 危険箇所及び施設の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施すること。 イ 展望の優れた箇所については、樹木で視界が遮断されないよう適宜通景線確保のための伐採や枝払いを行うこと。
3 宿 舎	荒川温泉	① 基本方針 島内における唯一の温泉地であり、滞在型施設として充実を図るものとし、宿舎事業の対象となる施設は、次の各号に該当すること。 1) 旅館業法による許可を受けたもの。 2) 特定の利用者を対象としたもの（例：分譲ホテル、会員制ホテル、企業の保養所等）でないこと。 ② 施設の規模 建物の高さは、25m以下かつ6階建以下とする。 なお、高さは地上に露出する部分の最高部と最低地盤との差（建築基準法第2条第3号に規定する「建築設備」を含めて算定する。）とし、地階については一部でも露出する場合は階数に算入する。 ③ デザイン、色彩 宿舎外部のデザイン及び色彩については、許可、届出等取扱方針 1－（1）－③に準ずること。 ④ 附帯施設 ア 駐車場は、施設の収容力に応じた適正な規模とすること。 イ 外灯を設置する場合は、建築物をライトアップす

		るものでないこと。また、外灯の上方に光が抜けないデザインのものとする。 ウ 案内板、解説板等は許可、届出取扱方針 3 に準ずること。 ⑤ 修景緑化方法 修景植栽に当たっては、別添の「修景緑化樹種リスト」記載の植物を用いること。
4 園地	全域 (共通)	① 基本方針 自然探勝、展望、休憩、情報提供等地域の利用特性に応じた整備を図ること。 ② 附帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置すること。 なお、附帯施設の高さ、建物等の数は必要最小限とすること。 イ 施設の整備に伴う地形改変は必要最小限とする等自然環境の保全に留意すること。 ウ 建築物のデザイン及び色彩については、許可、届出等取扱方針 1－(1)－③に準ずること。 エ 駐車場、外灯は、3－④に準ずること。 オ 案内板、解説板等は許可、届出取扱方針 3 に準ずること。 ③ 管理方法 2－③に準ずること。
5 野営場	全域 (共通)	① 基本方針 各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等、人と自然とのふれあいを高めるように配慮すること。 ② 付帯施設の取扱い 4－②に準ずること。 ③ 管理方法 ア 場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うこと。

		イ ゴミは、できる限り持ち帰りとするが、残飯等のゴミは、ゴミ捨て場を指定し、十分な管理及び回収を行うこと。 ウ 危険箇所及び施設の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施すること。
6 水泳場	全 域 (共通)	① 基本方針 地域の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然とのふれあいを高めるように配慮すること。 ② 附帯施設 4-②に準ずること。 ③ 管理方法 ア ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰り運動を推進すること。 イ 場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うこと。 ウ 危険箇所及び施設の点検、草刈り等を定期的に実施すること。 エ 遊泳区域以外への立入りにより、利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。
	大 浜 野 崎 島	施設整備するに当たっては、遠浅の白い砂浜と透明度の高い海を保全するため、海岸の地形及び植生に影響を与えないよう配慮すること。
	高 浜	駐車場の増設に当たっては、サキシマフヨウの群落にできる限り影響を与えないよう配置し、やむを得ず支障木が発生した場合でも移植等の保護措置を行うこと。
7 博物展示施設	鑑 瀬	① 基本方針 国立公園利用の中心的施設であり、自然とのふれあいを推進するための基幹施設として、展示の充実を図るとともに、周辺フィールドへの積極的な誘導を図るための標識類の整備を進めること。 ② 附帯施設

		4－②に準ずること。 ③ 管理方法 ア 危険箇所及び施設の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施すること。 イ 常駐の解説員及びパークボランティアを育成する等自然解説活動の充実を図ること。
--	--	--

8. 地域の美化、修景に関する事項

五島列島地域における清掃活動は、各市町において関係団体の協力を得て実施しているが、海岸線が広範囲であるため清掃が十分行き届かない状態である。今後は各市町が協力して一斉に海岸線の清掃ができる体制づくりに努める。

また、ゴミの持ち帰り運動を推進する等、美化意識の普及啓発を図っていくこととする。

別紙 1

環境省告示 14 号

(改正：平成 15 年 9 月 22 日 環境省告示 100 号)

(改正：平成 16 年 3 月 29 日 環境省告示 20 号)

自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条第 30 項の規定に基づき、西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

平成 13 年 3 月 26 日

環境大臣 川口 順子

西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(区域の範囲)

第一条

この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇久地区 長崎県北松浦郡宇久町平郷の一部

二 生月地区 長崎県北松浦郡生月町里免の一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省及び長崎県庁に備え付けて供覧する。

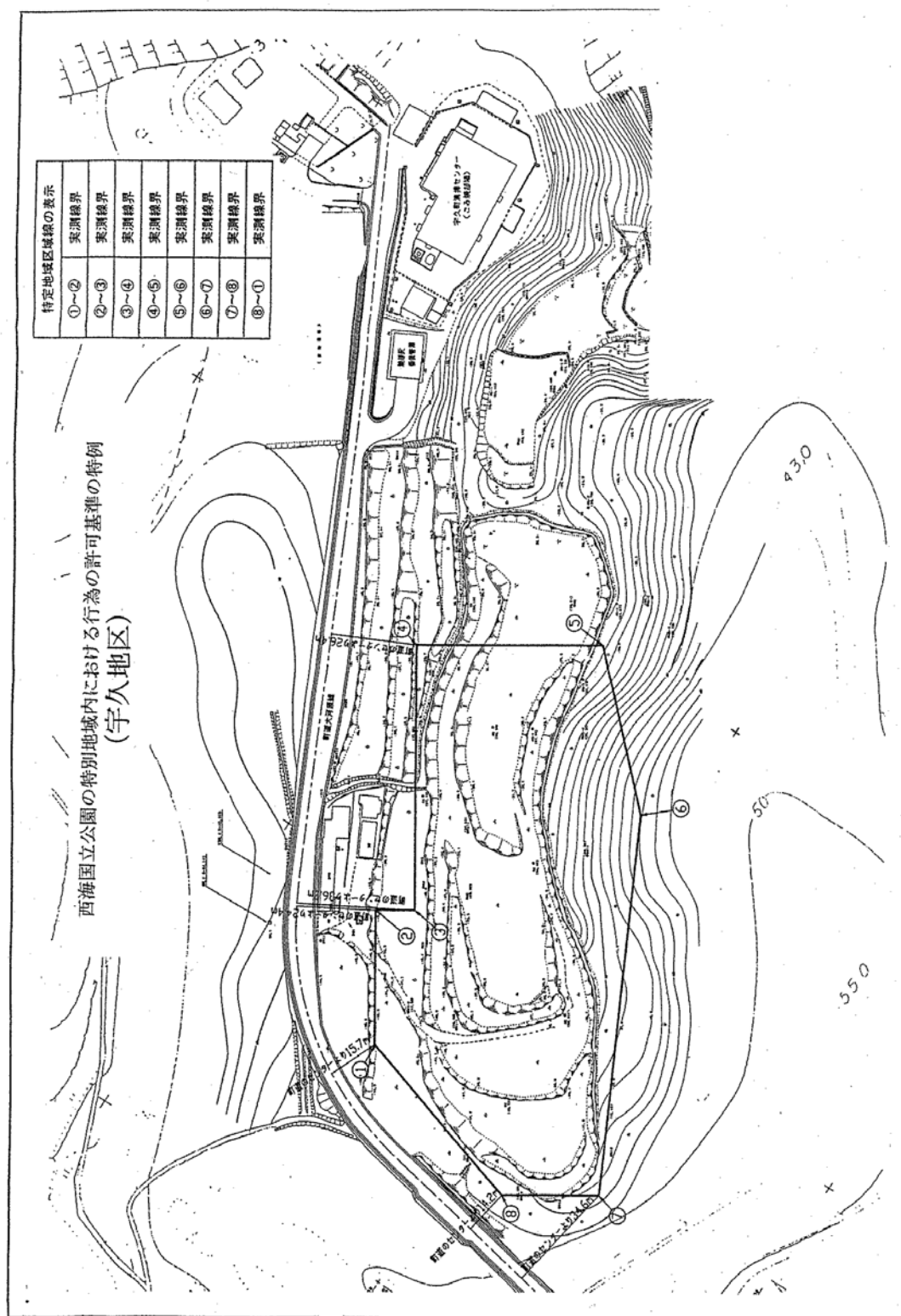
(平 15 環省告 100・全改)

(基準の特例)

第二条

宇久地区又は生月地区内において行われる自然公園法施行規則第 11 条第 22 項に規定する行為については、同項第 4 号中「とき」とあるのは「とき、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないとき」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(平 15 環省告 38・平成 15 環省告 100・平 16 環省告 20・一部改正)



別紙 2

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て 取扱上の留意事項

西海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立て理由に関する事項

次の事項のいずれかに該当すること。

- ア) 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ) 港湾又は漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ) 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立て位置に関する事項

次の位置を極力避けたところであること。

- ア) 主要な展望地から望見され、風致の保護上著しい支障となる位置。
- イ) 自然海岸（海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸をいう。）。
- ウ) 野生生物の保護上重要な干潟や、学術報告などから貴重な動植物の生息地であることが明らかな場所。

3 その他、風景の保護等配慮すべき事項

- (1) 埋立地に設置される工作物の規模、デザイン及び色彩が周囲の風景と調和するものであること。（自然公園法に規定する環境省令で定める基準を超えるものに限る。）
ただし、十分な緑化修景が図られる場合はこの限りではない。
- (2) 埋立工事に伴う汚濁が周辺海域へ拡散しない工法が採られていること。